

■ 平成 24 年度の市・府民税（個人住民税）の改正点 〔扶養控除の見直し・同居特別障害者に対する障害者控除の見直し〕

【市・府民税（個人住民税）の扶養控除の全体像】

	上乗せ部分 12万円↓ 【改正後】廃止	特定扶養控除 45万円		同居老親加算 7万円
扶養控除（年少） 33万円↓ 【改正後】廃止	特定扶養控除 （※） 33万円	（33万円+12万円）	扶養控除 （成年） 33万円	老人扶養控除 38万円
0歳～16歳未満 子ども手当の対象	16歳以上～19歳未満 高校無償化の対象	19歳以上～23歳未満	23歳以上～70歳未満	70歳～

※ 平成 24 年度から「特定扶養控除」から「扶養控除」に移行

【市・府民税（個人住民税）の扶養控除額（改正前・改正後）】

控除対象扶養親族の年齢	改正前（平成 23 年度まで適用）		改正後（平成 24 年度から適用）	
	扶養親族の区分	控除額	扶養親族の区分	控除額
0歳～16歳未満	扶養親族（年少）	33万円	廃止	0万円
16歳以上～19歳未満	特定扶養親族	45万円	扶養親族	33万円
19歳以上～23歳未満	特定扶養親族	45万円	特定扶養親族	45万円
23歳以上～70歳未満	扶養親族（成年）	33万円	扶養親族（成年）	33万円
70歳以上～	老人扶養親族	38万円	老人扶養親族	38万円

【市・府民税（個人住民税）の障害者控除額（改正前・改正後）】

配偶者及び扶養親族に対する障害者控除額	改正前	改正後
障害者控除	26万円	26万円
特別障害者控除	30万円	30万円
同居特別障害者控除（新設）	・・・	53万円
同居特別障害者の配偶者・扶養控除加算	23万円	・・・